27	削除
28	削除
［29　略］	
30	削除
［31　略］	

［2～4　略］

27	(1)　茨城県筑西市乙472―1　(99.40) (2)　茨城県桜川市大国玉字薬師前1985　(84.30)	北緯36度18分43秒東経139度58分22秒の地点と北緯36度19分11秒東経140度03分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
28	(1)　茨城県筑西市乙472―1　(101.30) (2)　茨城県下妻市高道祖字塔ノ下1296―1　(61.90)	北緯36度18分43秒東経139度58分22秒の地点と北緯36度11分42秒東経140度00分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［29　同左］		
30	(1)　群馬県伊勢崎市中央町20―24　(110.80) (2)　群馬県伊勢崎市富塚町220―21　(68.00)	北緯36度19分07秒東経139度11分53秒の地点と北緯36度18分24秒東経139度11分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［31　同左］		

［2～4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十二　平成二十四年総務省告示第六十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～6　略］		
7	削除	
［8～10　略］		

［2～4　略］

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～6　同左］		
7	(1)　茨城県水戸市宮町1―1―83　(91.90) (2)　茨城県水戸市田谷町2278―1　(86.20)	北緯36度22分16秒東経140度28分25秒の地点と北緯36度26分15秒東経140度27分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［8～10　同左］		

［2～4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。